

令和2年(ワ)第26002号 損害賠償請求事件

原告 (閲覧制限) 外3名

被告 学校法人聖マリアンナ医科大学

第2準備書面

5

令和3年8月10日

東京地方裁判所 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 中山純子



1 被告は、原告らが他の大学を受験する機会を喪失しておらず、差別的意
10 図や属性調整を原告らが知っていたら被告を受験しなかったとはいえ、
原告らの受験勉強が徒労に帰した事情はないとして、慰謝料の発生原因事
実がないと主張する。

15 本件と同様に、女子受験生に対する属性調整が行われたことによる不法
行為責任又は債務不履行責任が争点となった事件として、特定非営利活動
法人消費者機構日本(以下「消費者機構日本」という。)が学校法人東京醫
科大学(以下「東京医科大学」という。)に対し、入学検定料、受験票送料、
送金手数料、出願書類郵送料、交通費等に相当する金員の支払義務の確認
を求めて提起した共通義務確認請求事件(東京地方裁判所平成30年(ワ)
20 第38776号、以下「義務確認事件」という。)において、裁判所は、平
成29年度及び平成30年度における一般入学試験及びセンター試験利用
入学試験(以下「対象入学試験」という。)に出願した受験生のうち、二次
試験合格者を除く受験生について、入学検定料、受験票送料、送金手数料、
出願書類郵送料に相当する額の金銭の支払い義務があると判断した(令和
2(2020)年3月6日判決、双方控訴せず確定済み)。以下では、左記判決
25 を引用しつつ、上記被告の主張に対し反論する。

2 前提となる得点調整の違法性について

(1) 義務確認事件の判決は、得点調整の違法性に関し、「憲法第14条1項は、性別、社会的身分により差別することを禁じており、学校教育法の定める設置基準である大学設置基準2条の2（前記1（1）ウ）は、公正かつ妥当な方法により入学者を選抜する旨を定め、本件実施要項においては、公正かつ妥当な方法による入学者の選抜を行うにあたり、年齢、性別、国籍、家庭環境等に関して多様な背景を持った学生の受入れに配慮するものとされて」おり、「教育基本法6条1項が、法律に定める学校（本件大学のような大学法人が設置する私立大学も含まれる。）は公の性質を有する旨を定めていることからすると、私立大学であっても公の性質を有するものとするのが相当であり、個別に設置目的を有する私立大学の特性に鑑みてやむを得ない場合は別として、入学者の選抜に関しても、憲法やそれを受けた公法上の諸規定の趣旨を尊重する義務を負うと解すべき」とした。

その上で、性別等に基づく得点調整につき、「本件対象消費者を性別、年齢、社会的身分といった属性により一律に不利益に扱うものであるところ」、「本件得点調整は、憲法14条1項や大学設置基準2の2の趣旨等に反するものであって、本件対象消費者との関係で違法である疑いが極めて強いというべきである。」と認定・判断した。

義務確認事件の判決は、東京医科大学を含む私立大学は、「憲法やそれを受けた公法上の諸規定の趣旨を尊重する義務を負うと解すべき」と判示しているところ、当該義務（の遵守）によって保護される権利ないし利益の主体は、出願者・受験生（※）なのであるから、得点調整は、単に「公法上の義務違反」ととどまるものではなく、出願者・受験生との関係において「違法」というべきである（※後述のとおり、義務確認事件の判決は、「性別、年齢、社会的身分等によって一律に不利益に扱われることはないとの期待を有しており、同期待は単なる事実上の期待にとどまらず、前記

アで述べた出願者と大学との間の法律関係の前提となり、法的保護に値する」と認定・判断している。）

5 なお、判決では、「違法である疑いが極めて強い」と述べ「違法である」と断定してはいないが、これは、東京医科大学が「合理的な根拠に基づく差別的取扱いであることについて具体的な主張立証をしていない」ことから、若干の含みを持たせたにすぎず、「性別」に基づく一律の不利益取扱いに関し何らの合理的根拠はないため、端的に「違法」と評価されるべきである。

10 (2) 義務確認事件の判決において、「出願者において本件試験を受験し、被告においてその結果を審査・採点の上合否判定を行うことを内容とする契約」にかかる法律関係は、「大学側（被告）による募集と、出願者による出願により形成されるものであるところ、被告は、前記（2）のとおり、合否判定に際して、憲法上の平等原則を尊重するとともに、公正かつ妥当な方法により入学者の選抜を行い、学生の受入れに際して多様性に配慮すべき責務を負って」おり、「被告は、前記アの募集に際して、本件対象消費者
15 に対し、学生募集要項やアドミッション・ポリシー等により、その属性を入学試験の評価において考慮する旨を告知すべき信義則上の義務を負うものと解するのが相当であり、被告において上記告知を行わず、密かに本件得点調整を行っていたことは、本件対象者との関係で違法との評価を免れない。」と判示している（甲共 19p31～32、下線は強調のため代理人が
20 付した。）

すなわち、被告が違法な属性調整を実施する予定でありながら、それを秘して、あたかも「公正かつ妥当な方法」によって入学者選抜を実施するかのよう装って受験生を募集したことは、受験生に対して負う信義則上の告知義務に反する、違法な行為であると判断されたのである。
25

(3) 以上の判示に照らせば、本件においても、女性であるという理由で一

律に女子受験生を不利益に取り扱う属性調整を行っているのにこれを秘して、繰り返し受験生を募集してきた被告の行為は、積極的な故意行為（欺罔行為）なのであって、強く非難されるべき違法行為である。

3 被侵害利益について

5 (1) 義務確認事件の判決は、「出願者にとって、大学受験における合否判定が、その後の人生の岐路となり得る重大な事項であることはいうまでもなく、出願者は、被告が前記イのとおり、平等原則を尊重し、多様性に配慮した上で公正かつ妥当な方法による選抜を行うことを前提として、選抜に要する大学側の費用等（入学検定料）を負担した上で、個別の大学への出願を行うものと解される。以上の事情を考慮すれば、出願者は、試験が公正かつ妥当な方法で行われることの期待、すなわち、事前に学生募集要項やアドミッション・ポリシー等で説明されていない以上は、性別、年齢、社会的身分等によって一律に不利益に扱われることはないとの期待を有しており、同期待は単なる事実上の期待にとどまらず、前記アで述べた出願者と大学とのあいだの法律関係の前提となり、法的保護に値するものと評価できる。」と判示している（甲共 19p31）。

10 (2) 原告らは、自らの志向、興味、就きたい職業等様々な要素を考慮して、受験校を選択し、受験に臨むものであるが、当然に、公正・公平な選抜によって合格者が決定されると期待している。被告は、「女性であること」を理由として一律に不利益な取り扱いをすることが前提となっている入学試験を、しかも、そのような取扱いを秘して、あたかも公正・公平な選抜をしているかのように装って受験生を募集していたのであるから、義務確認事件の判決にて述べられているとおり、性別により一律に不利益に扱われることがないという原告らの期待を侵害している。

25 4 他大学を受験する機会の喪失について

(1) 義務確認事件の判決では、「大学受験において、受験の機会は年度ごと

に限定され、当該年度における合否は、出願者にとって、大学への進学時期にとどまらず、大学卒業後の将来設計全般に影響を及ぼす事項である。さらに、医学部については、証拠（甲8）によれば、入学定員に比して志願者が急増し、競争が激化する状況が継続しているものと認められる。」

5 とした上で、「本件大学の受験日程（一次試験又は二次試験）は、平成29年度及び平成30年度のいずれにおいても、他の私立大学数校との間で重複しており、本件大学の受験を選択した場合、後者の少なくとも一部の受験が不可能となるものと認められ（甲7の1, 2）、本件対象消費者の大部分は、属性による採点調整の存在が事前に判明していれば、併願先の選択から、本件大学を除外するものと推認するのが相当である。」と認定・判断されている（甲共19p34）

10

(2) 平成27年度から平成30年度入試における被告の一次試験・二次試験の入試日程と重複のある他の私立大学の入試日程は次のとおりである。

ア 平成27年度（甲共20の1）

15

一次試験1月27日

自治医科大学

二次試験2月7日又は8日

東海大学、近畿大学、東京女子医科大学、昭和大学、東京医科大学、
日本大学

20

イ 平成28年度（甲共20の2）

一次試験1月26日

自治医科大学

二次試験2月6日又は7日

近畿大学、昭和大学、北里大学、東京医科大学

25

ウ 平成29年度（甲共20の3）

一次試験1月31日

金沢医科大学、藤田保健衛生大学、国際医療福祉大学

二次試験 2月 11日又は 12日

杏林大学、昭和大学、関西医科大学、東海大学、東京医科大学、国際医療福祉大学、産業医科大学、日本大学、大阪医科大学、埼玉医科大学

5

エ 平成 30 年度（甲共 20 の 4）

一次試験 1月 30日

金沢医科大学、藤田保健衛生大学

二次試験 2月 10日又は 11日

10

杏林大学、国際医療福祉大学、昭和大学、東海大学、日本大学、東京医科大学、埼玉医科大学

以上のように、被告の受験日程（一次試験又は二次試験）は、平成 27 年度から平成 30 年度のいずれにおいても、他の私立大学数校との間で重複しており、しかも被告の所在地である関東圏において偏差値も同程度の大学で二次試験の受験日程が重複しているのであるから、被告の受験を選択した場合、受験日程の重複している他大学の少なくとも一部の受験が不可能となる関係にある。

15

原告らは、被告が「女性であること」を理由として一律に不利益な取り扱いをする入試を行っていることが事前に判明していれば、当然に被告を志望校から除外しているのであるから、他大学を受験する機会を被告により喪失させられた。

20

5 原告らの受験勉強が徒労に帰した事情はないとの主張について

(1) 被告は、被告の一次試験科目が英語、数学、理科（2科目）で、他の大多数の私立大学医学部で課されている試験科目で構成されており、二次試験で課されている適性検査、面接、小論文についても、他の多くの私立大学医学部で課されているもので、被告の特有のものではないから、原告ら

25

が被告を専願していたなど特段の事情でもないかぎり、原告らの受験勉強が徒労に帰した事情はないと主張する。

5 (2) 各試験科目で基礎的な学力として一定程度共通して取り組む勉強があることは確かであるが、一方で、多くの受験予備校において分析されているとおり、一次試験科目でも大学ごと、そして科目ごとに傾向と対策がそれぞれ分析されており、受験生は、かかる分析を参考にして志望校に合わせて受験勉強に取り組んでいる（甲共 21）。二次試験の科目である小論文も同様に、大学ごとに過去の出題分析がされている。（甲共 22）

10 1 点の合格ラインに多数の受験生が並ぶ熾烈な医学部入試において、原告ら受験生は、1 点でも多く獲得するため、志望校の過去問題を分析して、出題傾向に合わせて受験勉強に取り組むのである。原告らは、被告が「女性であること」を理由として一律に不利益な取り扱いをする入試を行っていることが事前に判明していれば、当然に被告を志望校から除外している
15 ののであるから、被告を志望校に選択したことにより、他の大学を受験するための振り分けられたはずの時間と労力を、被告の過去問題に取り組むなどして振り分けさせられた。

原告らの血のにじむような努力は、被告が「女性であること」を理由として一律に不利益な取り扱いをする入試を行ってきたがゆえに水泡に帰したのであり、これに対する原告らの憤りは測り知れない。

20 6 被告に所属する学長をはじめ、医学部長、入試委員長、入試委員、教授など、被告の入学者選抜試験体制の構築に携わった者らは、かつて自分たちも原告らと同様に、自らの志向する将来像に向けて入試に取り組んだ受験生であったのであるから、「性別」という自らの意思ではどうすることもできない属性を理由に不利益な取り扱いを受けた原告らの精神的苦痛
25 を真摯に受け止め、原告らの精神的苦痛を慰謝するに足りる正当な賠償責任を負うべきである。

以上